

# 令和3年度事業報告書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

学校法人 上田学園

1. 法人の概要

(1) 設置する幼稚園（令和4年3月31日現在）

- ・高坂幼稚園
- ・香久山幼稚園
- ・高坂こども園

(2) 当該幼稚園の入園定員、園児数の状況

・高坂幼稚園

年次	組	定員	R3.5.1 現在	R4.3.31 現在
年少	たんぽぽ	130人	23人	24人
	もも		24人	22人
	ばら		23人	24人
	さくら		23人	22人
年中	たけ	155人	30人	30人
	ゆり		30人	30人
	さつき		30人	30人
年長	つばき	155人	29人	28人
	きり		28人	29人
	きく		28人	29人
	すみれ		28人	29人
合計		440人	296人	297人

・香久山幼稚園

年次	組	定員	R3.5.1 現在	R4.3.31 現在
0歳	ぴっぴ	9人	6人	9人
1歳	ひよこ	16人	13人	16人
2歳	あひる	24人	23人	24人
年少	きりん	86人	25人	24人
	うさぎ		20人	21人
	ぞう		20人	20人
	くま		20人	20人
年中	すみれ	87人	26人	26人
	ばら		26人	26人
	ひまわり		26人	27人
年長	ほし	87人	31人	33人
	にじ		30人	29人
	つき		30人	30人
合計		309人	299人	305人

・高坂こども園

年齢	組	定員	R3.5.1 現在	R4.3.31 現在
0歳	こりす	9人	9人	9人
1歳	りす	13人	13人	14人
2歳	あひる	18人	18人	18人
年少	うさぎ	25人	30人	29人
年中	くま	35人	29人	29人
年長	ぞう	35人	29人	29人
合 計		135人	128人	128人

(3) 役員、教員及び職員の状況 (令和4年3月31日現在)

・役員

役員名	定員	現員	任期
理 事	6人	6人	4年
監 事	2人	2人	4年
評議員	13人	13人	4年

・教員

	園長	教頭	教諭	助教諭	その他	合計
高坂幼稚園	1人		14人		6人	21人
合 計	1人		14人		6人	21人

・保育教諭

	園長	教頭	保育 教諭	助教諭	その他	合計
香久山幼稚園	1人		17人		24人	42人
高坂こども園	1人		21人		3人	25人
合 計	2人		38人		27人	67人

・職員

	事務職員	用務員	運転手	その他	合計
高坂幼稚園	3人		1人	6人	10人
香久山幼稚園	1人		1人	6人	8人
高坂こども園				7人	7人
合 計	4人		2人	19人	25人

●令和3年度決算書

＜資金収支計算書＞

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	158,220,000	157,867,515	352,485
手数料収入	440,000	435,000	5,000
寄付金収入	640,000	634,218	5,782
補助金収入	447,470,000	445,815,346	1,654,654
資産売却収入	350,000	346,500	3,500
付随事業収入	45,850,000	45,711,645	138,355
受取利息・配当金収入	30,000	6,861	23,139
雑収入	23,700,000	23,348,626	351,374
借入金等収入	47,000,000	47,000,000	0
前受金収入	4,000,000	3,873,000	127,000
その他の収入	97,745,844	97,666,424	79,420
資金収入調整勘定	-33,380,000	-35,449,847	2,069,847
前年度繰越支払資金	283,525,539	283,525,539	0
収入の部合計	1,075,591,383	1,070,780,827	4,810,556
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	431,830,000	422,553,052	9,276,948
経費支出	157,120,000	149,057,745	8,062,255
借入金等利息支出	1,590,000	1,564,927	25,073
借入金等返済支出	26,100,000	25,916,000	184,000
施設関係支出	77,300,000	76,157,644	1,142,356
設備関係支出	14,850,000	8,111,950	6,738,050
資産運用支出	30,000,000	30,000,000	0
その他の支出	99,061,101	98,982,761	78,340
資金支出調整勘定	-22,880,000	-23,518,732	638,732
翌年度繰越支払資金	260,620,282	281,955,480	-21,335,198
支出の部合計	1,075,591,383	1,070,780,827	4,810,556

## ＜貸借対照表＞

令和4年3月31日

(単位:円)

科 目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	1,968,714,811	1,880,735,413	87,979,398
有形固定資産	1,847,946,647	1,789,819,789	58,126,858
特定資産	119,782,000	89,782,000	30,000,000
その他の固定資産	986,164	1,133,624	-147,460
流動資産	311,725,327	296,871,383	14,853,944
現金預金	281,955,480	283,525,539	-1,570,059
未収入金	29,769,847	13,345,844	16,424,003
資産の部合計	2,280,440,138	2,177,606,796	102,833,342
科 目			
固定負債	165,406,000	149,014,000	16,392,000
流動負債	58,458,093	46,711,542	11,746,551
負債の部合計	223,864,093	195,725,542	28,138,551
科 目			
基本金	2,510,282,177	2,451,317,583	58,964,594
第1号基本金	2,464,482,177	2,405,517,583	58,964,594
第4号基本金	45,800,000	45,800,000	0
繰越収支差額	-453,706,132	-469,436,329	15,730,197
翌年度繰越収支差額	-453,706,132	-469,436,329	15,730,197
純資産の部合計	2,056,576,045	1,981,881,254	74,694,791
負債及び純資産の部合計	2,280,440,138	2,177,606,796	102,833,342

＜財産目録＞  
令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
基本財産	1,848,333,311
運用財産	432,106,827
資産の総額	2,280,440,138
負債の総額	223,864,093
正味財産	2,056,576,045

科 目	年 度 末
I. 基本財産	1,848,333,311
1 土地	1,020,991,923
2 建物	783,714,620
3 構築物	20,493,937
4 図書	5,396,873
5 機器備品	11,147,559
6 その他	6,588,399
II. 運用財産	432,106,827
1 現預金	281,955,480
2 未収入金	29,769,847
3 その他	120,381,500
III. 負債	223,864,093
1 借入金	143,104,000
2 退職給与引当金	49,782,000
3 未払金	23,518,732
4 前受金	3,873,000
5 預かり金	3,586,361
IV. 正味財産	2,056,576,045
(I + II - III)	

# 事業活動収支計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

区分	科目	予算	決算	差異	
教育活動収支	収入の部	学生生徒等納付金	158,220,000	157,867,515	352,485
		手数料	440,000	435,000	5,000
		寄付金	640,000	634,218	5,782
		経常費等補助金	442,850,000	441,205,666	1,644,334
		付随事業収入	45,850,000	45,711,645	138,355
		雑収入	23,700,000	23,348,626	351,374
		教育活動収入計	671,700,000	669,202,670	2,497,330
	支出の部	人件費	431,830,000	422,553,052	9,276,948
		経費	183,620,000	175,352,940	8,267,060
		徴収不能額等	0	0	0
教育活動支出計		615,450,000	597,905,992	17,544,008	
教育活動収支差額		56,250,000	71,296,678	-15,046,678	
教育活動外収支	収入の部	受取利息・配当金	30,000	6,861	23,139
		その他の教育活動外収入	570,000	563,880	6,120
		教育活動外収入計	600,000	570,741	29,259
	支出の部	借入金等利息	1,590,000	1,564,927	25,073
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	1,590,000	1,564,927	25,073
		教育活動外収支差額	-990,000	-994,186	4,186
経常収支差額		55,260,000	70,302,492	-15,042,492	
特別収支	収入の部	資産売却差額	350,000	346,499	3,501
		その他の特別収入	4,050,000	4,045,800	4,200
		特別収入計	4,400,000	4,392,299	7,701
	支出の部	資産処分差額	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計	0	0	0
特別収支差額		4,400,000	4,392,299	7,701	
基本金組入前当年度収支差額		59,660,000	74,694,791	-15,034,791	
基本金組入額合計		-118,250,000	-58,964,594	-59,285,406	
当年度収支差額		-58,590,000	15,730,197	-74,320,197	
前年度繰越収支差額		-469,436,329	-469,436,329	0	
基本金取崩額				0	
翌年度繰越収支差額		-528,026,329	-453,706,132	-74,320,197	

(参考)

事業活動収入計	644,030,000	641,476,756	2,553,244
事業活動支出計	604,230,000	581,923,893	22,306,107

監 査 報 告 書

学校法人 上 田 学 園  
理 事 会 御 中  
評 議 員 会 御 中

令和 4年 5月 19日

学校法人 上 田 学 園

監 事

原野 克好



監 事

伊藤 秀樹



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人上田学園の寄附行為第7条の規定に従い、学校法人上田学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認め  
た監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、  
不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上



## 独立監査人の監査報告書

令和4年5月28日

学校法人 上田学園  
理事会 御中

北野一郎 公認会計士事務所  
愛知県名古屋市  
公認会計士

北野一郎

### 監査意見

私たちは、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年10月23日付け愛知県告示第455号に基づき、学校法人上田学園の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人上田学園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、平成27年10月23日付け愛知県告示第455号に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程に

において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。